

大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、住民がいくつになっても健康でいきいきと暮らすことができる健康長寿の地域社会を実現するために、「第2期おおだ健やかプラン」に基づき、住民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるような支援を実施している。

本事業は、その取り組みの一環として、住民が楽しみながら継続的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康アプリを導入し、住民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。健康アプリ導入・運用保守業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大田市健康アプリ導入・運用保守業務
- (2) 業務内容 別紙「大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託に関する仕様書」
(以下「仕様書」という) のとおり
- (3) 履行期間 初期構築作業 契約締結日から令和8年8月31日まで
アプリ提供 初期構築完了から令和11年3月31日まで
- (4) 提案上限額 7,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)
※インセンティブ5,000円を含む。
なお、令和9年度以降のインセンティブ費用は市と受託者が協議のうえ決定する。

3. スケジュール

スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日時	内容
令和8年5月11日(月)	公募開始
令和8年5月25日(月) 午後4時	参加表明書の提出期限 質問の受付期限
令和8年6月1日(月)	参加資格審査結果の通知期限 質問の回答期限
令和8年6月8日(月) 午後4時	企画提案書等の提出期限
令和8年6月22日(月)	プレゼンテーション審査
令和8年6月29日(月)	結果通知
令和8年7月中	契約締結

4. 参加資格

公告日現在、以下の参加資格を全て満たしていること。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大田市において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (9) 本事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思をもって本事業に参加する者であること。
- (10) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (11) 国または地方公共団体等においてアプリ運用業務の受託実績があること。また提供するアプリについて継続して5年以上の稼働実績があること。
- (12) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

5. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和8年5月25日（月）午後4時（必着）
- (2) 提出先 11. に記載の事務局
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) 回答方法 令和8年6月1日（月）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名、企業名等は公表しない。また、電話や口頭による照会には対応しない。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月25日(月)午後4時(必着)
- (2) 提出先 11.に記載の事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送又は電子メール
- (4) 提出書類 下記書類を各1部
 - ア. 参加表明書(様式2)
記名と代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - イ. 会社概要
任意様式とし、パンフレット等の写しでも可とする。
 - ウ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していることがわかる資料
 - エ. 商業登記簿謄本または登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内、写し可)
 - オ. 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類(発行日から3ヶ月以内、写し可)
 - ①消費税及び地方消費税に関する納税証明書
 - ②都道府県における法人事業税に滞納がないことの証明書
 - ③大田市税に関する納税証明書(大田市内に事業所を有している場合)

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月8日(月)午後4時(必着)
- (2) 提出先 11.に記載の事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送及び電子メール
- (4) 提出書類 下記書類の正本各1部、副本各7部及び電子データ
 - ア. 企画提案書
 - イ. 見積書
 - ウ. 機能要件一覧
- (5) 提出書類の記載内容

ア. 企画提案書

次の表に基づき作成するものとする。

企画提案書の枚数に制限は設けない。様式は任意とするが、日本産業規格 A4 横型(一部 A3 版資料折込使用可)で作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、国または地方公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②他自治体での受託実績および、アプリレビュー(最新の評価点

		数および累積件数等)、直近 1 年間のアプリのアップデート回数、受賞歴等の実績を記載すること。
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②業務スケジュール ③導入体制・運用体制
3	基本機能	以下の機能について、活用の具体例も示しながら記述すること。 ①ヘルスデータに関する機能 ②ポイント付与・管理機能 ③ポイント交換・活用機能 ④通知配信機能
4	構築に関する支援	以下の内容について記述すること。 ①運用開始までの支援内容 ②職員研修
5	セキュリティ	以下の内容について記述すること。 ①セキュリティの確保 ②障害発生時の対応等
6	運用・保守業務	以下の内容について記述すること。 ①アクセス状況などの情報分析 ②問い合わせ対応
7	追加提案	①今後想定される健康課題に対応できる追加提案があれば提示すること。 ②利用者及び管理者にとって利便性向上や利用者増加に関するアイデア等があれば提示すること。

イ. 見積書

次の項目について、詳細な内訳を明示した見積書及びその内訳書を提出すること。

提案内容に係る金額はすべて含めること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税及び地方消費税額を加算すること。

ウ. 機能要件一覧

仕様書（別紙）機能要件一覧の回答欄に事業者名、サービス名を記載のうえ、各要件に対応可能な項目に○をつけ、提出すること。

8. 審査

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、「大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託事業者審査会審査要項」により選定委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。なお、提案者が4者以上となった場合は、企画提案書による事前審査を行い、選定委員会において、選定された3者のみがプレゼンテーションを行う。

ア. 実施日（予定） 令和8年6月22日（月）

イ. 使用機材

大型モニターは大田市が準備する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は提案者が用意すること

ウ. 時間配分

プレゼンテーション 30分間

質疑応答 10分間

計 40分間

エ. その他

プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする

(3) 事業者の選定

各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も合計点の高い者を受託候補者として選定する。合計点数が最も高い者が複数であるときは、選定委員の合議による比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。

(4) 評価項目及び配点

	評価項目	評価視点	配点
1	利用者からの評価	ベースとなる既存アプリは、利用者から評価されているか。	10
2	アプリの拡張性	より良い運用のためにアプリのアップデートを行い、アプリユーザーの声を聞く体制となっているか。	10
3	実績	他自治体での同種・類似業務の導入実績があるか。（令和8年4月末時点での導入自治体実績）	5

4	基本事項	市民にとって直感的、簡易な操作方法で利用できるアプリとなっているか。 利用者が最小限の手続きで簡単にアプリを始められるよう設計されているか。	10
5	アプリの効果	アプリを活用することで、発揮される効果等を明確に提案できているか。	10
6	利用促進	スマホ利用に不慣れな方への支援策や、サポート体制が整っているか。	10
7	利用促進	アプリを通して、市・利用者・事業者等がつながりをもって、健康増進に取り組める提案があるか。	10
8	利用促進	若年世代から高齢者まで、毎日継続して利用できる親しみやすく楽しい企画提案となっているか。また、市の健康課題解決につながる企画提案となっているか。	10
9	利用促進	多様なニーズに魅力的なインセンティブを提供できる提案となっているか。	10
10	システム保守/運用	アプリの利用者・管理者への支援体制の構築等、運用開始後のサポート内容が提案されているか。	5
11	個人情報保護・情報セキュリティ対策	個人情報保護及びセキュリティ対策は十分なものであるか。	5
12	価格	提案金額は妥当か	5
	合計		100

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

- ア. 参加表明書提出以降に参加資格を満たさないこととなった場合
- イ. 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽の場合
- ウ. 見積金額が提案上限額を超える場合
- エ. 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員もしくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- オ. その他選定委員会が認める場合

(6) その他

- ア. 提案が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計点数が総合計点数の60%以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

- イ. 最終選考結果は、プレゼンテーション参加者宛に文書で通知する。また、本市ホームページで公表する
- ウ. 審査結果に対する異議申し立ては受理しない

9. 契約締結

受託候補者と契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

また、受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

10. その他事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる理由であっても参加できない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 書類提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を提出すること。
- (5) 提出された書類は、受託者の選定に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、返却しない。
- (8) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (9) 本事項に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

11. 問い合わせ（事務局）

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市 こども未来部 健康増進課 担当：藤原

電話：0854-83-8151

メール：o-kenkou@city.oda.lg.jp